

伝統芸能館登録グループ要項

(目的)

第1条 この要項は、伝統芸能などの普及及び継承に資するため、伝統芸能館の登録グループについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録グループの登録条件と登録年数)

第2条 登録グループの区分、登録条件及び登録の限度となる年数は別表のとおりとする。

(登録申込み)

第3条 登録グループへの登録申込みを行う場合は、伝統芸能館登録グループ登録申込書(別紙様式。以下「申込書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 役員及び会員名簿
- (2) 規約又は会則
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録グループの登録申込みは、毎年度行わなければならない。

3 第1項の書類の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届けなければならない。

(登録期間及び受付時期)

第4条 登録グループの登録期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の登録期間に係る前条第1項の登録申込書の提出は、当該登録期間の開始する前年の指定する日から受け付けるものとする。

3 年度途中での登録は可能とする。ただし登録した月日に関わらず、登録期間は登録年度の年度末までとする。

(使用承認の申込みの特例)

第5条 登録グループは別途定める伝統芸能館優先使用基準に基づいて、使用申込受理期間前の申込みができる。

(使用料の特例)

第6条 育成グループは別途定める伝統芸能館利用料金減免基準に基づいて、減免を受けることができる。

(登録グループへの支援)

第7条 市長は、登録グループの運営及び活動について、求めに応じ可能な範囲で講師の紹介、助言及びその他の支援を行う。

(登録グループの責務)

第8条 登録グループは、次に掲げる責務を履行しなければならない。

- (1) 伝統芸能館が主催する事業に出演し、又は講師を派遣し、若しくは紹介するなど協力を努めること。
- (2) 市長の求めに応じ、活動計画書、予算書、決算報告書、活動報告書及びその他の書類を提出すること。

2 育成及び協働グループは、第1項の責務の他に、次に掲げる責務を履行しなければならない。

- (1) 伝統芸能の啓発を目的とした発表又は講習会等の事業を行うこと。

(禁止行為)

第9条 登録グループは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すような行為をすること。
- (2) 営利を目的とした事業の開催又は特定の営利事業への援助若しくは名義貸しをすること。
- (3) 特定の政党又は宗教を支持し、又は反対する事業を行うこと。

(取消)

第10条 市長は、登録グループが次のいずれかに該当することとなったときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項の登録条件に該当しなくなったとき
- (2) 第8条各号に掲げる責務をはたさなかったとき
- (3) 前条各号に掲げる行為を行ったとき

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年10月17日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年12月1日から実施する。
- 2 この要項の実施日において改正前の要項の規定による5年間の登録期間を終了しているグループは、第3条の規定にかかわらず3年間に限り協働グループとして登録できるものとする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年9月1日から実施する。

別 表

グループの区分	登録条件	登録の限度となる年数
(1) 育成グループ	①伝統芸能にかかる知識及び技能の習得と向上並びに伝統芸能の普及及び継承を目的に市民が主体的に運営し、活動していること。 ②会員の半数以上が市在住又は在勤の者で構成されていること。 ③概ね10名以上の会員で構成していること。 ④伝統芸能館にて育成グループ登録申込み日より過去1年以内に、6回以上の多目的ホール利用実績があること。	育成グループとしての最初の登録から5年間
(2) 協働グループ	①伝統芸能の発展への寄与並びに普及及び継承を目的に市民が主体的に運営し、活動するグループであり、かつ、伝統芸能の普及と継承のための事業を、協働して開催するように伝統芸能館から依頼された場合、それに応じることができること。 ②会員の半数以上が市在住又は在勤の者で構成されていること。 ③概ね10名以上の会員で構成していること。 ④育成グループとしての登録期間5年を経ていること。	育成グループとしての登録期間終了後、3年間
(3) 協力グループ	①伝統芸能の普及及び継承を目的に市民が主体的に運営し、活動していること。 ②次の(1)(2)(3)のいずれかの事項に該当していること。 (1) 伝統芸能館主催事業及び共催事業に協力しているグループ。 (2) 館の運営に積極的に協力しているグループ。 (3) 協力グループ登録申込み以前に育成グループ又は協働グループに登録していたことがあるグループ。	年数制限なし

	<p>③会員の半数以上が市在住又は在勤の者で構成されていること。</p> <p>④伝統芸能館にて協力グループ登録申込み日より過去1年以内に、1回以上の多目的ホール利用実績があること。</p>	
--	---	--